

## 原子力災害対策指針ポイント

平成 24 年 11 月

- 本指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項等を定めるものである。
- 今回の策定に当たっては、地方公共団体における地域防災計画の検討作業に最低限必要となる事項をとりまとめた。
- 内容の充実のため、更に議論を要するものについては、検討事項に位置づけたが、今後、内容がとりまつ次第、速やかに指針に反映する。
- 具体的な主な記載事項と検討課題については以下のとおりである。

### 1. 主な記載事項

#### (1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ・指針の位置づけ
- ・原子力災害の特徴
- ・放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

#### (2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ・緊急時の意思決定ための基準となる E A L ・ O I L の設定
- ・避難準備等の事前対策を講じておく区域である P A Z (施設から 5 キロを目安) ・ U P Z (施設から 30 キロを目安) の導入
- ・情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

#### (3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ・迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ・ E A L ・ O I L に基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等）の実施

#### (4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ・放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・影響を最小限にするための除染措置の実施

※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。

## 2. 今後の検討事項

### ○原子力災害事前対策の今後の在り方

- ・ E A L ・ O I L、緊急事態区分の在り方
- ・ P P A の導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域
- ・ 一時退避ができる施設

### ○緊急時モニタリング等の今後の在り方

- ・ モニタリング計画の策定等の在り方
- ・ S P E E D I の活用方策

### ○オフサイトセンターの今後の在り方

- ・ 実用炉以外のオフサイトセンター

### ○緊急被ばく医療の今後の在り方

- ・ 緊急被ばく医療設備・資機材、関係医療機関の連携
- ・ 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
- ・ スクリーニングの技術的課題

### ○東京電力福島第一原子力発電所への対応

- ・ 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況の移行に関する考え方
- ・ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方

### ○地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 住民が必要とする情報について定期的な情報共有の場の設定

以上